

特集：育介法等改正法案の要点 2

子を養育する労働者が柔軟に働ける2つの措置を選択

政府は育児・介護休業法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などを盛り込むとともに、次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長する。今号では、改正案の要点を紹介する。

新連載 ◆仕事と介護の両立メソッド [1] 42

現状把握～仕事と介護の両立をしていくために～

特定社会保険労務士 新田香織

トピックス ◆「第14回日本でいちばん大切にしたい会社大賞」受賞企業決まる ... 36

好評連載 ◆ジョブ型時代の職務分析のススメ [12] 48

ジョブ型人事（職務給）の企業事例②

特定社会保険労務士 永田幸江

◆日々去来～全国ハローワーク探訪～ [822] 56

仕事はメンバー！丸投げでレベルアップ？

兵庫・西神公共職業安定所 島恭裕

◆職場トラブル解決のヒント！ [119] 60

退職代行会社から連絡があったときの対応はどうする？

弁護士 岸田鑑彦

ニュース 一般労働者の賃金額は31万8300円（厚生労働省・令和5年賃金構造基本統計調査）／正社員等労働者は51期連続の不足超過（労働経済動向調査（令和6年2月））／50人未満事業場への実施義務拡大などが論点に（厚労省、ストレスチェック制度の見直しに向け検討会初会合を開催）／ビジネスケアラー支援の取組を促進（経産省、全企業に向けガイドライン公表）／持続的な賃上げの具体的内容を解説（東基連がセミナーを開催）／今月の資料室 28

< Labor Radar vol.147 > 32

労務相談室 時間単位年休の導入を検討／“中抜けを禁止”できるか 62

読者アンケート 59

編集後記 64